

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会  
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)  
平成 28 年 2 月 10 日 答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 3件

厚生年金保険関係 3件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500590号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500230号

## 第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和44年6月頃から昭和45年6月1日まで  
② 昭和55年頃から昭和57年3月頃まで

日本年金機構の記録を確認したところ、A社には昭和44年6月頃から勤務していたのに、同社における資格取得日は昭和45年6月1日と記録されており、請求期間①に係る厚生年金保険の被保険者記録がない。

また、請求期間②にB社に勤務していたのに被保険者記録がないのはおかしい。A社の給料明細書や私の経歴が分かる自動車整備技能者手帳を提出するので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①について、請求者から提出された給料明細書及びA社に係る複数の同僚の陳述により、請求期間①の一部について、請求者が同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A社に係る事業所別被保険者名簿に記載のある事業主は既に死亡し、その後同社の代表取締役を務めた者は、資料がないことから、請求者の請求期間①に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について不明と回答している。

また、オンライン記録及び事業所名簿検索システムによると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和45年6月1日であり、同日より前に同社が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない上、上記事業所別被保険者名簿においても同日に請求者を含む6人が一斉に資格を取得していることが確認できる。

さらに、請求者から提出された給料明細書のうち請求期間①のものと推定できる複数の明細書においては厚生年金保険料の控除が行われていないことが確認できる上、前述の事業所別被

保険者名簿において被保険者記録が確認できる同僚は、「私も昭和45年6月1日より前から勤務していた。時期ははっきりしないが、当初は社会保険料が引かれておらず、途中から引かれるようになった記憶がある。」と陳述している。

請求期間②について、事業主の陳述により、期間の特定はできないものの、請求者がB社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、事業主は、「請求者には月25万円で仕事をお願いしていた。請負契約であり雇用契約ではないので、厚生年金保険に係る届出も行っていないし、厚生年金保険料は控除していない。所得税も控除していないので、25万円を現金で支給していた。」と陳述している。

また、請求者は、前任者の名前及び入社を紹介した者に係る情報を挙げているが、前任者については、「請求期間②当時、B社の従業員は自分一人であった。名前を挙げた前任者は自分が入社する前に退職しており、一緒に働いたことはない。」と陳述している上、当該前任者からも請求者の保険料控除に係る回答を得ることができず、紹介者については、その所在を特定することができない。

なお、請求者は、自動車整備士として勤務してきた自身の経歴が分かる資料として自動車整備技能者手帳を提出しているところ、請求期間①及び②に係る事業所については記載がない上、同手帳の発行者である一般社団法人C自動車整備振興会は、請求期間①及び②当時の請求者に係る情報は見当たらない旨回答している。

このほか、請求者の請求期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500584号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500228号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和30年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和51年1月1日から同年11月30日まで

正確な勤務期間は定かではないが、請求期間の頃に、A社のB営業所に運転手として勤務していた。同社で親しかった二人の同僚については、同社に係る厚生年金保険の被保険者記録があるのに、私だけ被保険者記録がないことに納得できない。同社での勤務期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

A社B営業所に勤務していたとする複数の同僚の陳述により、期間は特定できないものの、請求者が同社B営業所に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社は、請求期間当時の労働者名簿、賃金台帳等の資料はなく、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について不明と回答している上、複数の同僚に照会したが、請求者の請求期間における保険料控除について陳述を得ることができない。

また、雇用保険の記録によると、請求者が親しかったとする二人の同僚については、A社に係る雇用保険被保険者記録があるものの、請求者については、同社に係る雇用保険被保険者記録は確認できない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を、請求期間及びその前後の請求者に係る厚生年金保険の未加入期間について確認したが、請求者の氏名はなく、健康保険の番号に欠番もない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500524号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500229号

## 第1 結論

請求期間①について、請求者のA社B支店における厚生年金保険の標準報酬月額を訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のA社本部(現在は、A社)における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

請求期間③について、請求者のA社C支店における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

請求期間④及び⑤について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和30年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和58年10月1日から昭和59年8月1日まで  
② 昭和59年10月1日から昭和60年9月1日まで  
③ 平成2年4月1日から同年9月1日まで  
④ 平成7年10月1日から平成8年1月1日まで  
⑤ 平成12年10月1日から平成13年10月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、請求期間①から⑤までの標準報酬月額が事実と相違している。各請求期間の標準報酬月額は、その直前の標準報酬月額と比べて減額となっているが、基本給が減額となったことは一度もないし、諸手当についてもほとんど変わらなかったため、標準報酬月額が減額となっている記録には納得がいかない。調査の上、請求期間①から⑤までの標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者は、当該期間に係る給与額及び厚生年金保険料控除額について確認できる資料(給与明細書、源泉徴収票等)を保管していないとしている上、A社B支店は既に適用事業所ではなくなっているところ、同事業所の事務を引き継いでいるA社は、当該期間に係る資料(賃金台帳等)を保管していないと回答している。

また、A社B支店における元同僚7名に照会し2名から回答を得たが、請求期間①に係る

給与明細書の提供はなく、当該元同僚自身の同事業所における標準報酬月額が事実と相違しているとの回答もない。

さらに、A社B支店に係る厚生年金保険被保険者原票によると、請求期間①に係る標準報酬月額は、オンライン記録と一致していることが確認できる。

2 請求期間②について、請求者及びA社は、当該期間に係る給与額及び厚生年金保険料控除額について確認できる資料（給与明細書、賃金台帳等）を保管していないと回答している。

また、A社本部における元同僚 13 名に照会し 4 名から回答を得たが、請求期間②に係る給与明細書の提供はなく、当該元同僚自身の同事業所における標準報酬月額が事実と相違しているとの回答もない。

さらに、A社から提出されたD厚生年金基金（昭和 59 年 10 月 1 日設立）における請求者に係る厚生年金基金加入員台帳によると、同基金における請求期間②に係る標準報酬月額は、オンライン記録と一致していることが確認できる。

加えて、A社本部に係る厚生年金保険被保険者名簿によると、請求期間②に係る標準報酬月額は、オンライン記録と一致していることが確認できる。

3 請求期間③について、請求者は、当該期間に係る給与額及び厚生年金保険料控除額について確認できる資料（給与明細書、源泉徴収票等）を保管していないとしている上、A社C支店は既に適用事業所ではなくなっているところ、同事業所の事務を引き継いでいるA社は、当該期間に係る資料（賃金台帳等）を保管していないと回答している。

また、A社C支店における元同僚 12 名に照会し 2 名から回答を得たが、請求期間③に係る給与明細書の提供はなく、当該元同僚自身の同事業所における標準報酬月額が事実と相違しているとの回答もない。

さらに、A社から提出されたD厚生年金基金における請求者に係る厚生年金基金加入員台帳によると、同基金における請求期間③に係る標準報酬月額は、オンライン記録と一致していることが確認できる。

なお、E健康保険組合は、請求者に係る記録について平成 2 年 4 月 1 日以降の記録を保管しているが、同組合における請求期間③に係る標準報酬月額は、オンライン記録及びD厚生年金基金における記録より高いことが確認できる。このことについて、同組合は、請求者に係る平成 8 年 10 月 1 日以前の記録については、システムを移行した際に何らかの数字が自動的に入ったと思われ、正確ではない可能性がある旨の回答をしている上、他の複数の元同僚に係る記録についてもおおむね同様であることが確認できることから、同組合における記録だけをもって請求期間③に係る標準報酬月額を訂正することはできない。

4 請求期間④について、請求者及びA社は、当該期間に係る給与額及び厚生年金保険料控除額について確認できる資料（給与明細書、賃金台帳等）を保管していないと回答している。

また、請求者は、請求期間④に係る給与がA社から振り込まれたことが確認できる預金通帳を提出しているところ、その記載から給与振込額については確認できるが、給与の総額及

び厚生年金保険料控除額については不明である。

さらに、A社における元同僚29名に照会し12名から回答を得たが、請求期間④に係る給与明細書の提供はなく、当該元同僚自身の同事業所における標準報酬月額が事実と相違しているとの回答もない。

加えて、A社から提出されたD厚生年金基金における請求者に係る厚生年金基金加入員台帳によると、同基金における請求期間④に係る標準報酬月額は、オンライン記録と一致していることが確認できる。

なお、E健康保険組合が保管している請求者の請求期間④に係る標準報酬月額は、オンライン記録及びD厚生年金基金における記録より高いことが確認できるが、上述のとおり、請求者に係る平成8年10月1日以前の記録については正確ではない可能性がある旨の回答を同組合がしていることなどから、同組合における記録だけをもって請求期間④に係る標準報酬月額を訂正することはできない。

- 5 請求期間⑤について、請求者及びA社は、当該期間に係る給与額及び厚生年金保険料控除額について確認できる資料（給与明細書、賃金台帳等）を保管していないと回答している。

また、請求者は、請求期間⑤に係る給与がA社から振り込まれたことが確認できる預金通帳を提出しているところ、その記載から給与振込額については確認できるが、給与の総額及び厚生年金保険料控除額については不明である。

さらに、A社における元同僚23名に照会し11名から回答を得たが、請求期間⑤に係る給与明細書の提供はなく、当該元同僚自身の同事業所における標準報酬月額が事実と相違しているとの回答もない。

加えて、A社から提出されたD厚生年金基金における請求者に係る厚生年金基金加入員台帳によると、同基金における請求期間⑤に係る標準報酬月額は、オンライン記録と一致していることが確認できる。

また、E健康保険組合が保管している請求者の請求期間⑤に係る標準報酬月額も、オンライン記録と一致していることが確認できる。

- 6 このほか、請求者の請求期間①から⑤までにおける厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間①から⑤までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500591号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500231号

## 第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和49年10月13日から同年11月13日に訂正し、昭和49年10月の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

昭和49年10月13日から同年11月13日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和49年10月13日から同年11月13日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和25年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和49年10月13日から同年11月13日まで

C社からA社に出向していた期間のうち、請求期間の厚生年金保険の被保険者記録がない。請求期間当時は、本社がD市からE市へ移転し営業所の統合もあった頃で、私がD本社からE本社に異動した時期でもある。請求期間は同社に継続して勤務していたので、D本社における資格喪失年月日を昭和49年10月13日から同年11月13日に訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

雇用保険の加入記録、請求者の出向元であるC社発行の「経歴書」、A社の事業を継承しているB社の取締役管理部長及び複数の同僚の陳述により、請求者は、請求期間においてA社に継続して勤務し(本社移転に伴い、A社本社(D)から同社本社(E)に異動)、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、B社の取締役管理部長及び同僚の陳述から昭和49年11月13日とすることが妥当である。

また、請求期間の標準報酬月額については、昭和49年9月の厚生年金保険の記録から9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、

B社の事業主は、昭和49年10月13日から同年11月13日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。